

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがけの翌日)

規則

目次

◇規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

(市町村振興課)

平成6年7月1十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

◇市町村に対する交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に付して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。 (第二条～第五条)

関係

- (一) 市町村民税の所得割に係る基準税額
 - (二) 市町村たばこ税に係る基準税額
 - (三) 自動車取得税交付金に係る基準額
- 一 一の規則は、公布の日から施行し、平成6年度分の普通交付税から適用することとした。

2 平成6年度に各市町村の基準財政収入額に加算する市町村民税の所得割に係る額の算定に用いる額の算定方法を定める」とした。

第四条の算式中「0.999525862」を「0.999571742」に改め、同条の算式の符号B中「0.9978」を「1.0039」、「0.9922」を「0.9950」に改める。
 第五条の算式中「0.998937250」を「0.999697118」に改め、同条の算式の符号B中「0.980」を「0.961」、「1.131」を「1.036」に改める。

別表第一の表中「四・〇一三」を「六・九一五」、「一・七六八」を「一・七四一」に、「一・四一七」を「一・四一五」、「一・〇七七」を「一・〇七九」に、「一・〇一一」を「一・〇一四」に改める。

別表第一の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一五	〇・九九三	東郷町	一・〇一一	〇・六九二
米子市	一・〇一三	〇・九五〇	三朝町	一・〇一〇	〇・六三九
倉吉市	一・〇一九	〇・八一五	関金町	一・〇〇三	〇・五四九
境港市	一・〇一一	〇・八二六	北条町	一・〇〇四	〇・六六〇
若原町	一・〇一五	〇・七二一	大栄町	一・〇〇三	〇・六八五
河原町	一・〇一五	〇・六四五	東伯町	一・〇一〇	〇・七二八
船岡町	一・〇四八	〇・五八九	赤崎町	一・〇〇三	〇・六五九
高瀬町	一・〇三五	〇・七七〇	西伯町	一・〇一三	〇・六三八
智頭町	一・〇一三	〇・七二一	見町	一・〇一一	〇・六四七
佐治町	一・〇一九	〇・六七九	岸本町	一・〇一一	〇・七一九
用治町	一・〇一一〇	〇・六四九	日吉津村	一・〇一K	〇・八九七
八幡町	一・〇〇九	〇・六四八		一・〇一五	〇・七〇三
桜井町	一・〇〇四	〇・六二七		一・〇四一	〇・六四七
東岡町	一・〇一五	〇・五九九		一・〇一八	〇・六六五
原岡町	一・〇〇一	〇・六三八		一・〇九八	〇・六一五
若岡町	一・〇一一	〇・六一八		一・〇一一	〇・五五一

鹿野町	一・〇一五	〇・六一五	日野町	一・〇〇H	〇・六六九
青谷町	一・〇一三	〇・六一七	江府町	一・〇〇五	〇・六〇七
羽合町	一・〇一一	〇・六八八	溝口町	一・〇〇八	〇・六一八
泊村	一・〇一一	〇・六一七			

附 則 (施行期日等)

1 ハの規則は、公布の日から施行し、ハの規則による改正後の市町村に対する交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成六年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)附則第十九条の第五項第一号〔〕の額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算 式

$$\{(89,471円 \times \alpha') \times A - B + C + D\} \times 0.999739113$$

(89,471円 $\times \alpha'$)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 第3条の算式の符号Aに同じ。

B 第3条の算式の符号Bに同じ。

C 第3条の算式の符号Cに同じ。

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額

α' 特別減税前の課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した附則別表に定める単位額補正率

附則別表

市町村名	単位額補正率	泊 合 村	羽 谷 町	青 野 町	鹿 高 町	気 頭 村	智 治 町	佐 瀬 町	用 桜 町	若 原 町	八 岡 町	河 家 町	船 部 町	郡 美 村	福 部 町	岩 町	国 府 町	境 港 町	倉 吉 市	米 子 市	鳥 取 市	
○ 七 六 二	一 一 九 七	○ 八 三 七	○ 七 六 二	○ 七 五 三	○ 七 六 五	○ 七 三 三	○ 七 七 三	○ 七 六 二	○ 七 八 七	○ 七 八 九	○ 八 三 〇	○ 八 六 九	○ 八 五 五	○ 七 三 三	○ 七 八 六	○ 八 七 九	○ 九 九 六	○ 九 八 一	○ 九 八 一	一 一 四 四	一 一 九 七	
溝 口	東 鄉	江 府	日 野	日 南	中 山	名 和	大 山	淀 江	日 吉	岸 津	会 本	赤 見	東 伯	西 碁	大 榮	北 伯	大 條	関 榮	北 条	三 朝	東 金	東 關
町 町	町 村	町 町																				
○ 七 四 九	○ 八 三 七	○ 八 一 三	○ 六 七 一	○ 七 六 〇	○ 七 九 五	○ 八 〇 七	○ 八 六 〇	○ 九 三	○ 八 八 〇	○ 七 八 八	○ 八 八 〇	○ 七 九 八	○ 七 七 九	○ 八 七 七	○ 八 二 九	○ 八 〇 〇	○ 六 七 三	○ 八 三 七	○ 七 七 五	○ 八 三 七	○ 七 七 五	